○厚生労働省告示第二百九十六号

消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百三号）の施行に伴い、消費税法施行令第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービス（平成十二年厚生省告示第百九十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

題名中「第十四条の二第三項第十二号」を「第十四条の二第三項第十三号」に改める。

○厚生労働省告示第二百九十七号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の二十三の二の規定に基づき、児童福祉法施行規則第一条の二十三の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第三百七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「給付金は、」の下に「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当並びに」を加える。

○厚生労働省告示第二百九十八号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第十二条の二の規定に基づき、児童福祉施設最低基準第十二条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第三百七十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

題名を次のように改める。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第十二条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金

本文中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改め、「給付金は、」の下に「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当並びに」を加える。

○厚生労働省告示第二百九十九号

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）第十六条の二（同令第二十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準第十六条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第三百七十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

題名を次のように改める。

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第十六条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金

本文中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」に改め、「給付金は、」の下に「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当及び」を加える。

○厚生労働省告示第三百号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）第十四条の二の規定に基づき、婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準第十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第三百七十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

題名を次のように改める。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金

本文中「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」を「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」に改め、「給付金は、」の下に「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当及び」を加える。

○厚生労働省告示第三百一号

里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号）第九条の二の規定に基づき、里親が行う養育に関する最低基準第九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第三百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「給付金は、」の下に「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当並びに」を加える。

○厚生労働省告示第三百二号

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）第三十八条の二の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第三百七十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「給付金は、」の下に「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当及び」を加える。

○厚生労働省告示第三百三号

障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）第三十三条の二の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第三百七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「給付金は、」の下に「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当及び」を加える。

○厚生労働省告示第三百四号

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第三百八十号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第三百五号

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第三十一条（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子